【ポイント】

本年(2024年)4月1日より、フィリピンにおける領事手数料(旅券、証明、査証関係)が改定となります。

【本文】

1. 本年(2024年)4月1日より、次のとおりフィリピンにおける領事手数料(旅券、証明、査証関係)が改定となります。

4月1日以降申請分より来年(2025年)3月31日申請分まで、新手数料が適用されます。

新手数料は以下リンク先の在フィリピン日本大使館の HP をご覧ください。(下記 URL の一覧表に含まれない旅券関係・証明関係・査証関係の手数料につきましては別途当館までお問い合わせください。)

URL: https://www.ph.emb-japan.go.jp/files/100644416.pdf

- 2. なお、本年3月31日までに当館にて申請を受理した場合は、(交付が4月1日以降となったとしても) 旧料金(令和5年(2023年)度)が適用されることとなります。
- (例) 2024年3月27日(水) 申請受付、2024年4月3日(水) 交付のように3 月中の申請であれば、3月時点での手数料額(令和5年(2023年)度) をお支払いい ただくことになります。

.

- ○この情報は、在留届及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。情報は同居家族の方にも共有いただくとともに、同居家族の方が本メールを受信していない場合は、在留届へのメールアドレスの登録をお願いします。
- ○災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届(3か月以上の滞在)の届出、又はたびレジ(3か月未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

在留届・たびレジ登録:https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所: 8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu

City, Philippines

電話:(市外局番 032) 231-7321

ホームページ: https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html